

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等 リスク

(風水害：伊方町地域防災計画\_風水害等対策編、愛媛県庁公式ホームページ)

当町は、地勢が険しくて平地に乏しく大部分が山地であり、ほとんどの河川が流路は短く、かつ、急勾配のものが多いため、降雨時の出水は急激で被害を受けやすい。土砂災害警戒区域は町内 475 箇所指定されており、特に急傾斜地の崩壊対策が求められる。

また、当町が接する豊後水道付近は、台風による影響が甚大な地域で、これまでも強風や豪雨により、家屋や農地に多大な被害を及ぼしてきた。

(地震：伊方町地域防災計画\_地震災害対策編、J-SHIS)

当町は、三波川帯及び御荷鉾緑色岩類の分布する地域からなり、三波川結晶片岩類が広く分布する地域で、大中起伏山地からなっている。地質区分から見ると、愛媛県中央部地域に属する。このように、本町は起伏に富んだ山丘と急傾斜地帯で形成されており、わずかな平坦地に住宅が密集している。その平坦地は、地すべりによって形成されたもので、地震発生時には崩壊、地すべり等の土砂災害が懸念される。

地震ハザードステーション(J-SHIS)の防災地図によると、南海トラフで大地震が発生する可能性は、今後 30 年以内に発生確率 70%程度と予測されている。令和 6 年 8 月 8 日には、南海トラフ地震臨時情報(新たな大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっている状態)が発令されており、より緊迫度を高めた地震防災対策の推進が求められる。

(津波：伊方町地域防災計画\_津波災害対策編、津波ハザードマップ)

当町が影響を受ける、最も規模の大きい津波は南海トラフ巨大地震であり、その最高津波水位は、名取西海岸で 21.3m とされる。さらに、地形の影響により波が集中して波高が局所的に高くなる箇所があるため、10m 以上の浸水が想定される。

住民の約 9 割が津波の浸水想定区域に居住しており、避難情報周知の徹底が求められる。

(原子力：伊方町地域防災計画\_原子力災害対策編)

当町は、「伊方原子力発電所」が立地することから、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者の原子炉の運転や事業所外運搬等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出される原子力災害対策について定め、これを推進することにより、町民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護する必要がある。

町内 PAZ(原子力施設を中心として半径 5km の地域)においては、原子力施設において異常事態が発生した場合は、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力災害対策指針に定める緊急時活動レベルに基づく避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。UPZ(原子力施設を中心として半径 30km で PAZ を除いた地域)においては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置(屋内退避)を原則実施する。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

当町の地域防災計画等は以下を参照

- ・伊方町地域防災計画  
<https://www.town.ikata.ehime.jp/soshiki/1/166>
- ・伊方町防災マップ(WebGIS)  
<http://www.gosei-webgis.com/ikata-bousai/>
- ・伊方町津波ハザードマップ  
<https://www.town.ikata.ehime.jp/soshiki/1/4229>

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 371人
- ・小規模事業者数 320人

【内訳：令和3年経済センサス】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (主な立地)
商工業者	農業、林業、漁業	27	26	山林、沿岸部
	建設業	68	61	
	製造業	22	20	沿岸部
	電気・ガス・熱供給・水道業	6	5	
	情報通信業	3	2	
	運輸業、郵便業	10	10	
	卸売業、小売業	107	94	旧町中心部
	金融業、保険業	2	2	
	不動産業、物品賃貸業	9	9	
	学術研究、専門・技術サービス業	10	7	
	宿泊業、飲食サービス業	44	41	沿岸部
	生活関連サービス業、娯楽業	23	21	旧町中心部
	教育、学習支援業	3	3	
	医療、福祉	12	4	
	複合サービス事業	7	7	
サービス業(他に分類されないもの)	18	8	旧町中心部	

### (3) これまでの取組

#### 1) 伊方町の取組

- ・「伊方町地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期（年2回）に実施している。
- ・防災備品として、役場庁舎に（アルファ米、レトルト食品、飲料水、毛布、紙皿、紙コップ、割り箸、おむつ、生理用品、簡易トイレ、簡易ベッド、ビニール袋等）を備蓄している。
- ・避難所運営マニュアルを策定している。

#### 2) 当会の取組

- ・事業者向けセミナー等を開催し、事業継続力強化計画等の周知を図ってきたが、以下のとおり、事業者BCP・事業継続力強化計画の策定件数が伸び悩んだ。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進し、以下のとおり加入等がなされた。
- ・防災備品として、会館に（ヘルメット、救急箱、マスク等）を備蓄している。
- ・伊方町が実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。

目標	目標 (R2_R5 年度)	実績 (R2_R5 年度)
スタートアップ型の簡易な事業者BCP策定	10	2
事業継続力強化計画認定	5	2
各種共済・保険制度への加入推進（見直し、検討資料提供含む）	10	10

## II 課題

管内事業者においては、事業計画等と比較してBCPの必要性の認識が薄く、その必要性を喚起する必要がある。

経営指導員等においては、緊急時の取組、協力体制の構築等を記したマニュアルの運用が形骸化しないよう、その適切な運用が課題である。

保険・共済の推進においては、経営指導員等が、各事業者における必要性の有無を判断し、総合的なリスクマネジメントを提案できる人材の育成が課題である。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

また、当会の建物は南海トラフ地震等が発生した際には被災リスクが高く、商工会業務を継続するための代替施設を確保する必要がある。

### Ⅲ 目標

#### <定性的目標>

- ・地区内小規模事業者に対して、事業継続力強化セミナーの開催等を通じ、災害・感染症等リスクと事前対策の必要性を認識させる。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルート of 構築や、感染症発生時の速やかな拡大防止策の実施措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・愛媛県防災士養成講座の受講等を通じ当会職員の防災スキルを向上させる。
- ・発災後、長時間にわたって復興支援策が行えるよう、代替施設の確保に努める。

#### <定量的目標>

次のとおり、今後5年間の目標を設定する。

目標	現状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①事業継続力強化セミナーの開催 (回)	1	1	1	1	1	1
②事業継続力強化計画の策定 (件)	1	1	1	1	1	1
③各種共済・保険制度への加入推進 (見直し、検討資料提供含む) (件)	2	2	2	2	2	2
④防災士の資格取得職員数 (人)	3	4	4	5	5	6

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

- ・ 「伊方町地域防災計画」と本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害・感染症等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する事業者BCP・事業継続力強化計画策定セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 平成24年危機管理マニュアルの作成（令和6年更新）

- ・ 当会は、全国商工会連合会様式をもとに、危機管理マニュアルを作成している。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・ 全国商工会連合会が連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者におけるBCP・事業継続力強化計画の策定状況の確認
- ・ 策定事業者については、計画の実施状況・見直しの検討等の確認
- ・ 伊方町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度6強の地震が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は

最低年1回実施する)。

< 2. 災害・感染症等発生後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。また、新型コロナウイルス感染症の発生時においては、拡大を防ぐための対策が不可欠である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況等を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。商工会災害対応システム及びSNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、伊方町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(豪雨における例 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。)
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

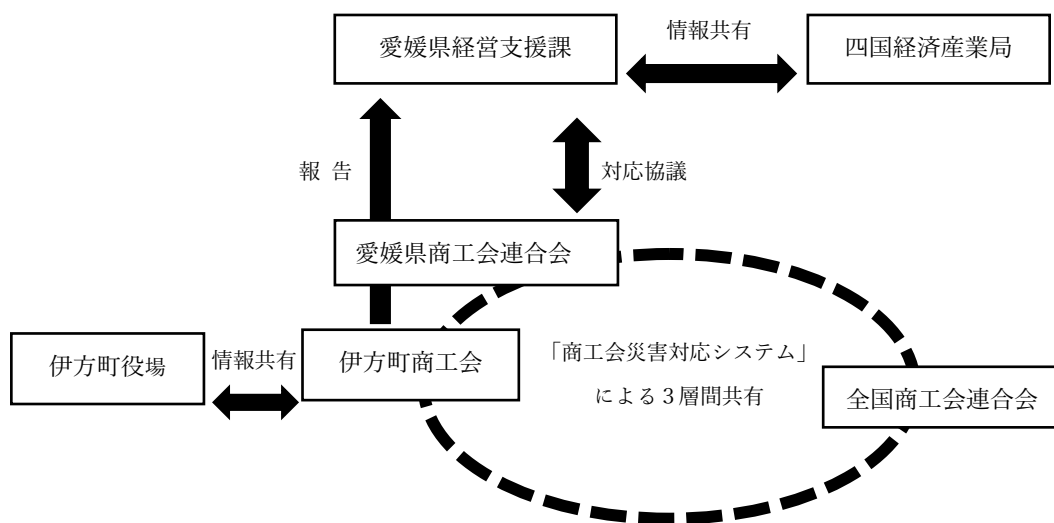
- ・当計画により、当会と当町は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当町で取りまとめた「伊方町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を愛媛県の指定する方法にて当会又は当町より愛媛県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、伊方町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会等に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

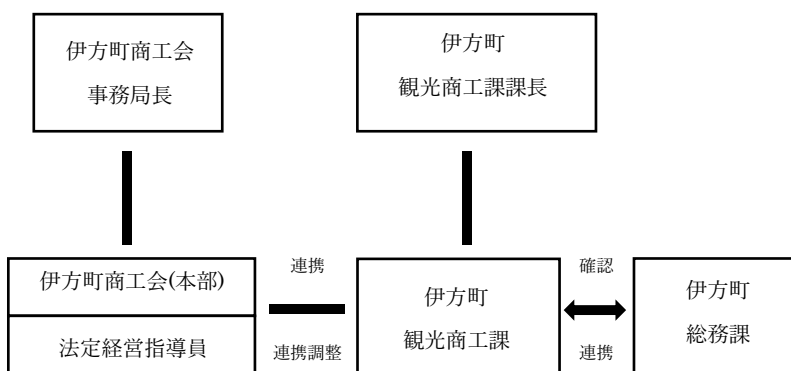
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 中村 喜範 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会

伊方町商工会

〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 846

TEL:0894-38-0809/FAX:0894-38-1021

E-mail:ikatacho-s@esci.or.jp

②関係市町

伊方町役場 観光商工課

〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993-1

TEL:0894-38-2657/FAX:0894-38-1373

E-mail:shokoshinko@town.ikata.ehime.jp

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	350	200	200	350	200
専門家派遣費	100	100	100	100	100
協議会運営費	30	30	30	30	30
セミナー開催費	70	70	70	70	70
パンフチラシ 作製費	150	0	0	150	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伊方町補助金(商工業活性化対策事業補助金)等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等